

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業

実施方針

平成 30 年 11 月

富田林市

目次

1 事業に関する事項	- 1 -
1.1 事業内容に関する事項	- 1 -
1.1.1 事業名称	- 1 -
1.1.2 本事業の対象となる公共施設等の名称	- 1 -
1.1.3 公共施設等の管理者の名称	- 1 -
1.1.4 本事業の目的	- 1 -
1.1.5 本事業の対象	- 1 -
1.1.6 本事業の業務内容	- 1 -
1.1.7 事業方式	- 2 -
1.1.8 事業期間	- 3 -
1.1.9 事業スケジュール（予定）	- 3 -
1.1.10 サービス購入料の支払い	- 3 -
1.1.11 本事業の実施に関する協定等	- 4 -
1.1.12 遵守すべき法令等	- 4 -
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	- 5 -
2.1 募集及び選定の方針	- 5 -
2.2 民間事業者の選定方法	- 6 -
2.2.1 競争参加資格の確認	- 6 -
2.2.2 提案審査	- 6 -
2.3 募集及び選定のスケジュール（予定）	- 6 -
2.4 提出書類の概要	- 6 -
2.4.1 提出書類の内容	- 6 -
2.4.2 提出書類の取り扱い	- 7 -
2.5 応募者の参加資格要件	- 7 -
2.5.1 組織形態	- 7 -
2.5.2 応募者の構成	- 8 -
2.5.3 欠格事項	- 9 -
2.5.4 業務執行能力及び財務能力	- 9 -
2.5.5 留意事項	- 9 -
2.6 PFI 事業者の選定	- 9 -
2.7 審査結果の公表	- 10 -
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 10 -

3.1	基本的考え方	- 10 -
3.1.1	不可抗力	- 10 -
3.1.2	法令変更	- 11 -
3.1.3	瑕疵担保責任.....	- 11 -
3.2	民間事業者の責任の履行確保に関する事項	- 12 -
3.2.1	入札保証金.....	- 12 -
3.2.2	契約保証金の納付等	- 12 -
3.3	監視	- 12 -
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 12 -
4.1	立地・本事業の対象施設に関する事項	- 12 -
4.2	対象施設及び対象業務.....	- 13 -
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 13 -
5.1	疑義が生じた場合の措置	- 13 -
5.2	管轄裁判所の指定.....	- 14 -
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	- 14 -
6.1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	- 14 -
6.1.1	PFI 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	- 14 -
6.1.2	市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 ..	- 15 -
6.1.3	不可抗力により本事業の継続が困難となった場合	- 15 -
6.1.4	特定法令等の変更により本事業の継続が困難となった場合	- 15 -
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	- 16 -
7.1	法制上及び税制上の措置	- 16 -
7.2	財政上及び金融上の支援.....	- 16 -
7.3	その他の支援	- 16 -
8	その他事業の実施に関し必要な事項	- 16 -
8.1	債務負担行為等.....	- 16 -
8.2	応募に関する費用負担.....	- 17 -

1 事業に関する事項

1.1 事業内容に関する事項

1.1.1 事業名称

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業（以下、「本事業」という。）

1.1.2 本事業の対象となる公共施設等の名称

金剛東処理分区及び加太五軒家処理分区における下水道管渠施設

1.1.3 公共施設等の管理者の名称

富田林市下水道事業

富田林市長 多田 利喜

1.1.4 本事業の目的

富田林市（以下「市」という。）は、2017年に策定したストックマネジメント計画に基づき、金剛東処理分区及び加太五軒家処理分区における污水管渠本管の長寿命化を計画している。

本事業において、PFI手法を導入することにより、技術力や資金調達等の民間ノウハウを活かし、民間資金を活用することで、市の財政負担の軽減や負担の平準化を図りながら、不明水対策を管更生（工事）と宅地内誤接続解消（工事）の両面から実施することで、老朽化対策を効果的に且つ迅速に実施し、将来的な経営状況の悪化に備え、管渠施設における改築需要の増加、及び技術職員の減少の対策とするものである。

1.1.5 本事業の対象

本事業は、下水道污水管渠本管（以下「管渠」という）及び取付け管に係る老朽化対策、並びに排水設備に係る浸入水対策を実施する。

1.1.6 本事業の業務内容

本事業で実施する業務は、次の（１）及び（２）に掲げるものとし、詳細は業務要求水準書に示すものとする。なお、本事業対象範囲の管渠は、ストックマネジメント計画が策定済みであり原則当該計画の範囲内で対象業務を実施するものとする。

(1) 義務事業

1) 管理業務

本事業の管理及び調整を行うものであり、全体実施計画、年度別実施計画及び交付金申請補助資料等の作成・管理を行うとともに、それらの内容について市と調整を図るとともに、選定された応募者（以下「落札者」という。）が設立する特別目的会社の運営等を行い、業務全体の円滑な遂行を図るものである。

2) 污水管更生工事業務

改築対象の管渠の内、更生工法を適用する路線（スパン単位を基本とする。）について、自立管により更生する工事である。

3) ます及び取付け管調査・改修工事業務

事業対象地区のコンクリート製のます及び取付け管の状況について、取付け管調査用テレビカメラを使用して調査し、亀裂、接続障害等の異常が確認されたます及び取付け管の改修工事を実施するものである。

4) マンホール調査並びに蓋取替工事業務

改築対象の管渠の内、更生工法を適用する路線（スパン単位を基本とする。）についてマンホールの状況を調査するとともに、改築対象となるマンホール蓋を取り替える工事である。

5) 排水設備誤接続調査業務

事業対象地区全域の排水設備について、汚水・雨水系統が正しく接続されているかを調査するものである。

(2) 付帯事業

1) 排水設備誤接続解消業務

（1）義務事業 5)排水設備誤接続調査業務で発見された排水設備の誤接続を解消する工事を、事業者の独立採算事業として実施するものである。

1.1.7 事業方式

本事業は、PFI法に基づくものであり、事業方式はB T方式（Build Transfer）とする。落札者は、本事業を実施することを目的とした会社法に定める株式会社として特別目的会社（SPC）（以下「PFI事業者」という。）を設立し、管更生に係る設計、建設を行った後に構築物の所有権を市に移転し、またその他調査業務を実施するものとする。

1.1.8 事業期間

本事業の期間は、市と PFI 事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日の翌日から平成 36 年 3 月 31 日までとする。

1.1.9 事業スケジュール（予定）

項目	予定
事業契約の締結	平成 31 年 3 月
事業の開始	平成 31 年 3 月
事業の完了	平成 36 年 3 月

1.1.10 サービス購入料の支払い

市は、本事業の実施に関し下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。交付金制度は国の交付金と市負担で構成され、その構成比は 1 : 1 を予定する。

義務事業におけるサービス購入料は、交付金相当分のサービス購入料（A-1）、及び市負担分のサービス購入料（A-2）から構成され、それぞれの対価の支払い概要は以下のとおりである。なお、当該事業年度当初までに市と PFI 事業者間で合意した年度別実施計画に基づき、PFI 事業者は事業を実施するものとする。PFI 事業者は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料を作成するなどの協力を行うものとする。なお、支払い方法の詳細については別紙 4 及び事業契約書（案）にて提示する。

(1) 交付金相当分のサービス購入料（A-1）の支払い

PFI 事業者が年度別実施計画に基づき実施した、義務事業の調査、工事について、当該年度の出来高に応じた額の交付金相当分（交付金対象となる出来高の 50%）を市は PFI 事業者に支払う。

(2) 市負担分のサービス購入料（A-2）の支払い

PFI 事業者が年度別実施計画に基づき実施した、義務事業の調査、工事について、当該年度の出来高に応じた額の市負担分（交付金対象となる出来高の 50% 及び市単独事業の出来高）の内、市は市の当年度支払い限度までの額を PFI 事業者に支払う。

- ・ 各会計年度の支払限度は落札価格（税抜き）を事業期間で月割りし、各会計年度の月数を乗じた額に消費税を加算した額とする。
- ・ 各年度において市の支払限度額を超過した部分については、翌年度以降へ

繰り越すものとする。

- ・ 本事業終了時に、PFI 事業者の出来高に応じた市費負担分のサービス購入料全額から既にPFI 事業者へ支払った市費負担分のサービス購入料を減じた残額が支払われるものとする。

1.1.11 本事業の実施に関する協定等

市は、PFI 法に定める手続きに従い本事業を実施するため、次の①から③までに掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

市は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、入札公告時に示す。

② 事業契約

市は、基本協定の定めるところにより、PFI 事業者との間で事業契約を締結する。PFI 事業者は、本事業契約に基づいて本事業を実施する。PFI 事業者側の契約書の作成に要する費用は、PFI 事業者の負担とする。

なお、事業契約書（案）、業務要求水準書は、入札公告時に示す。

③ 事業覚書

市は、落札者及びPFI 事業者との間で、本事業が業務要求水準書に規定された条件並びに落札者による提案に基づき実施されるものであることを確認するとともに、PFI 法に定める目的及び理念に従って円滑に実施されるよう、事業の実施に関する覚書を締結する。

1.1.12 遵守すべき法令等

PFI 事業者は、本事業の実施に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の関係法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。以下に主な法令等を示す。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ・ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ・ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 特定商取引に関する法律昭和 51 年法律第 57 号）
- ・ 行商人の押売防止に関する条例（昭和 31 年大阪府条例第 47 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ その他関連する法令等
- ◇ 上記法律に関連する政令、規則、通知及び通達及び関連条例等
 - ・ 富田林市下水道条例（昭和 56 年条例第 22 号）
 - ・ 富田林市下水道条例施行規程（平成 28 年上下水道管理規定第 29 号）
 - ・ 富田林市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 8 号）
 - ・ 富田林市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 30 号）
 - ・ 富田林市財務規則（昭和 36 年規則第 16 号）

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定の方針

本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら PFI 事業者を選定する。選定は、技術提案を主体として、住民サービス、価格提案等の内容を総合的に審査する総合評価一般競争入札方式による

こととする。

2.2 民間事業者の選定方法

本事業の民間事業者の選定は以下のとおり、競争参加資格の確認、提案審査の2段階により実施することを予定している。

2.2.1 競争参加資格の確認

本事業に応募しようとする民間事業者（以下「応募者」という。）が市の競争参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの形式面での資格を有しているかの確認を行う。

2.2.2 提案審査

上記2.2.1において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を選定する。

2.3 募集及び選定のスケジュール（予定）

項目	予定
実施方針の公表	平成30年11月中旬
事業の選定結果の公表	平成30年12月中旬
募集要項等の公表	平成30年12月中旬
募集要項等に関する質問の受付	平成30年12月上旬～12月下旬
募集要項等に関する質問への回答公表	平成31年1月上旬
応募受付	平成31年1月上旬
提案書の受付締切り	平成31年1月下旬
提案書の審査及び事業予定等の選定	平成31年2月中旬
審査結果の公表	平成31年2月下旬
基本協定の締結	平成31年2月下旬
SPCの設立	平成31年3月中旬
事業契約の成立	平成31年3月中旬

2.4 提出書類の概要

2.4.1 提出書類の内容

競争参加資格の確認として、入札参加表明書及び競争参加資格の確認資料等の提出を応募者に求める。

提案審査においては、入札書及び次の（1）から（4）までに掲げる事項を主な内容として含む提案書の提出を求めることを予定している。

- (1) 全体実施計画
- (2) 事業収支計画
- (3) 人員配置・体制表
- (4) 緊急時安全対策計画

詳細は、入札公告時に示す。

2.4.2 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、審査講評の公表に必要な範囲で落札者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、建設方法、管理運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

2.5 応募者の参加資格要件

2.5.1 組織形態

- ① 応募者は、応募企業又は共同企業体とする。共同企業体の場合は、構成される企業の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。
- ② 共同企業体は、代表企業が本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。
- ③ 落札者は、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）に先立ち、特別目的会社（以下「SPC」という。）を株式会社として大阪府内に設立しなければならない。

なお、事業期間中 SPC は大阪府外に移転させないものとし、SPC の本店所在地を変更する場合は、市に対して事前に書面で通知し承諾を得なければならない。

- ④ 応募者を構成する企業の全部又は一部は、SPCに出資を行うこと（以下応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後にSPCに出資を行う者を「構成員」、出資を行わないものを「協力企業」という）。

SPCの株主は、次のア、イ及びウの要件を満たすこと。

- ア SPCが発行するすべての株式は、構成員により保有されなければならない。
- イ 代表企業（単独の民間事業者の場合は当該民間事業者）のSPCへの出資割合は、構成員中最大としなければならない。
- ウ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでPFI事業者の株式を保有することとし、市の事前の書面がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

2.5.2 応募者の構成

応募者は、次の①から⑥までの全ての要件を満たすこととする。

- ① 応募者が企業グループの場合の構成員及び代表企業の変更は認めない。ただし、市が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。
- ② 応募者の構成員以外に、本事業開始後、SPCから業務の直接委託を予定する企業がある場合は、当該企業の名称等を明らかにすること。
- ③ 応募にあたり、応募者を構成する企業それぞれが、1.1(6)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の中で分担することは差し支えない。
- ④ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業として重複して参加できないものとする。
- ⑤ 市と本事業に関するアドバイザー業務契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が、応募者の構成員又は協力企業として参加していないこと。なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与したものは次の通りである。
- ア 有限責任監査法人トーマツ
- イ 中日本建設コンサルタント株式会社
- ⑥ 構成員が市の入札参加資格業者であり、且つ構成員のいずれかが富田林市入札参加資格登録の希望工事種別において「管更生工事」で登録していること。

2.5.3 欠格事項

参加資格の資格確認基準日において、次に該当する者は応募者の構成員及び協力企業となることはできない。なお、事業契約締結までにおいても応募者の構成員及び協力企業が次に該当することとなった場合、市は当該参加資格を無効とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② PFI 法第 9 条の規定に該当する者
- ③ 経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がなされている者、破産の申立てがなされている者、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者、及び手形又は小切手が不渡りになった者）である者
- ④ 市の指名停止措置を受けている者
- ⑤ 最近 1 年間に於いて、国税又は地方税に未納の税額がある者

2.5.4 業務執行能力及び財務能力

- ① 本事業を PFI 事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

2.5.5 留意事項

- ① 代表企業は構成員の中の 1 社とし、代表企業及び構成員の SPC への出資比率は応募者の提案書において提示することとする。
- ② PFI 事業者は、事業契約締結後、速やかに本事業推進のために、全体実施計画に基づいた全業務に係る基本的な業務計画書を市に提出し、着手までに市の承認を受けなければならない。

2.6 PFI 事業者の選定

- ① 市は総合評価一般競争入札により PFI 事業者を決定する。
- ② 市長は、学識経験者等からなる「富田林市下水道管渠 PFI 事業/事業者選定審査委員会（以下、「委員会」という。）」の審査に基づき、PFI 事業者を選定する。

2.7 審査結果の公表

市は、委員会の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、これを市のホームページ等で公表する。なお、最終的に入札参加者がいない場合、又は本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、PFI事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を公表する。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より効果的に質の高いサービスの提供を目指すものであり、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担することとする。

市とPFI事業者のリスクとその概略は、別紙2「リスク分担表（案）」による。なお、主な個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、事業契約書（案）に詳細を規定する。なお、市及びPFI事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力するものとする。

3.1.1 不可抗力

市及びPFI事業者のいずれの責めにも帰すことのできない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動、戦争、テロその他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等事業契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合、事業者は直ちにその内容を市に通知する。

PFI事業者は、不可抗力が発生したことにより、事業契約及び事業覚書（以下「本契約等」という）に基づく義務の履行が出来なくなった時は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに市に通知を行う。当該通知を行ったものは、当該不可抗力が発生した日以降に、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約等に基づく履行義務を免れる。但し、当該不可抗力により市に発生する増加費用及び損害を最小限にするように努力しなければならない。

市は、当該通知を受けたとき、直ちに調査を行い、当該損害の状況を確認し、

その結果を PFI 事業者に通知しなければならない。

市は事業者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、サービス購入料から減額することができる。

PFI 事業者が、市から損害状況確認調査の結果を受領したとき、両者は当該不可抗力に対応するため本契約等の変更ならびに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議する。

当該協議にも関わらず、当該書面通知を受領した日から 60 日以内に合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を PFI 事業者に通知し、PFI 事業者はこれに従い本事業を継続するものとする。

契約期間において、対応方法の協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、PFI 事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者に生じた損害は、一定額までを PFI 事業者が負担し、それを超える額については市が負担する。

3.1.2 法令変更

本事業期間中に、本事業及び本事業に類似するサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的として、国の法令及び政策並びに市の条例及び政策等に関して PFI 事業者に不利な影響を及ぼす変更により、事業契約に定める事項に一定の変更事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、当該特定法令等変更によって PFI 事業者に生じる損失については市が負担する。

一方、法令変更の対象者が広く一般的であり、その影響が広範囲に及ぶ国の法令及び政策並びに市の条例及び政策等の変更・新設による増加費用については PFI 事業者が負担する。

3.1.3 瑕疵担保責任

PFI 事業者が設置した管渠、ます及び取付け管を市へ引渡した日から 2 年以内に限り、瑕疵が確認された場合、市は PFI 事業者に対して瑕疵担保請求を行うことができる。但し、その瑕疵が PFI 事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

なお、PFI 事業者が管渠、ます及び取付け管を設置し市がその施工検査を実施した後から、PFI 事業者が市へ引渡すまでの期間については、施工不良等 PFI 事業者の責による場合を除き、当該更生管に発生した不具合等による復旧・補修費用は市が負担する。

3.2 民間事業者の責任の履行確保に関する事項

3.2.1 入札保証金

入札保証金は免除とする。

3.2.2 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいてPFI事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求める。

PFI事業者は、本事業の全業務にかかる対価の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。但し、PFI事業者は保険会社との間に市を被保険者とする上記の契約金額相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書を市に提出することにより、契約保証金の納付に替えることができるものとする。

3.3 監視

- ① 市は、PFI事業者が提供するサービス内容の確認及びPFI事業者の財務状況を把握するため、PFI事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求める。
- ② 市は、PFI事業者が本契約等で定める仕様又は条件に違反した場合は、PFI事業者に対して改善措置を求めることができる。報告及び改善措置の方法、内容等については、本契約等で定める。
- ③ 市は、PFI事業の執行状況その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。
- ④ 市は、当該年度の成果物の引渡しを受ける前に、それが本契約に定められた水準を満たしているか否かについて検査を行う。市は、上記の検査の結果、当該年度成果物が本契約等に定めた条件に適合しない場合はPFI事業者の修補を求め、検査の合格をもってサービス購入料を支払う。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 立地・本事業の対象施設に関する事項

本事業の対象施設の立地に関する事項を以下に示す(別紙3「対象施設の概要」参照)。詳細は、入札公告時に業務要求水準書において示す。

処理分区	対象面積(ha)	所在地
金剛東 処理分区	242.7	大阪府富田林市向陽台、藤沢台、小 金台、津々山台
加太五軒家 処理分区	65.0	大阪府富田林市五軒家、加太、青葉 丘、新青葉町
合計	307.7	

4.2 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務を下表に示す。対象となるものは「○」又は「●」で表し、対象外・該当なしは「－」で表している。なお、交付金対象となるものは「●」で表している。

	業務/施設	污水管渠	ます・ 取付け管	マンホール	マンホール 蓋	排水設備
義務事業	管理業務	※下記業務に関する管理事務				
	污水管更生 工事業務	●	－	(別工事)	－	－
	ます及び取付け管調 査・改修工事業務	－	○	－	－	－
	マンホール調査並び に蓋取替工事業務	－	－	●	●	－
	排水設備誤接続 調査業務	－	－	－	－	●
付帯事業	排水設備誤接続 解消業務					○

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5.1 疑義が生じた場合の措置

市と落札者及びPFI事業者との間で締結する本契約等の解釈について疑義が生じた場合は、市と落札者とPFI事業者とは、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

5.2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、次の裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

大阪地方裁判所 大阪市北区西天満 2-1-10

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市及びPFI事業者は、その責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については入札公告時に示す。

6.1.1 PFI事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(1) 解除事由

市は、PFI事業者が事業契約上の義務を履行しない場合、PFI事業者に対して是正に必要な一定の期間を定めて催告し、この期間を経過しても是正されない場合、事業契約を解除することができる。

(2) 解除措置

- ・ 前項に基づき本契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して違約金の請求等を行うことができるものとする。
- ・ 市が契約解除後に施設の出来高部分を利用して建設工事を継続することが妥当と判断するとき、市はPFI事業者から施設の出来高部分を合理的な対価で買い受けることが出来るものとする。なお、買い受ける場合の当該支払額は、設計図書に基づく施設の出来高に相当する金額とする。
- ・ 市による施設の出来高部分の買受手続きについては、市が施設について、検査を実施し、検査に合格した部分の引き渡しを受けることとし、当該対価の支払い方法については、当初定められたスケジュールに従って支払うものとする。
- ・ 市が施設の出来高部分を買い受けることが適当でないと判断した場合、PFI事業者に対して施設の取り壊し・現状回復を求めることができる。

6.1.2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(1) 解除事由

PFI 事業者は、市が事業契約上の義務を履行しない場合、市に対して是正に必要な一定の期間を定めて催告し、この期間を経過しても是正されない場合、事業契約を解除できるものとする。

(2) 解除措置

- ・ 前項に基づき PFI 事業者が本契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、PFI 事業者は市に対して、損害賠償の請求を行うことができるものとする。
- ・ 市は、本事業対象施設の当該年度の成果物引渡前に本契約が解除された場合においては、既に完了した部分及び出来高部分を確認のうえ、当該確認を受けた部分の引き渡しを受けるものとし、当該引き渡しを受けたときは、それに相応する対価を支払わなければならない。なお、当該支払額は、設計図書に基づく施設の出来高に相当する金額とする。

6.1.3 不可抗力により本事業の継続が困難となった場合

(1) 解除事由

契約期間において、対応方法の協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、PFI 事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(2) 解除措置

- ・ 前項に基づき本契約が解除された場合、PFI 事業者に生じた損害の負担は、事業契約に定めるところに従うものとする。
- ・ 市は、本事業対象施設の当該年度の成果物引渡前に本契約が解除された場合においては、既に完了した部分及び出来高部分を確認のうえ、当該確認を受けた部分の引き渡しを受けるものとし、当該引き渡しを受けたときは、それに相応する対価を支払わなければならない。なお、当該支払額は、設計図書に基づく施設の出来高に相当する金額とする。

6.1.4 特定法令等の変更により本事業の継続が困難となった場合

(1) 解除事由

契約期間において、対応方法の協議にもかかわらず、本契約の締結後における

法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、受託事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(2) 解除措置

- ・ 前項に基づき本契約が解除された場合、受託事業者が生じた損害の負担は、事業契約に定めるところに従うものとする。
- ・ 市は、本事業対象施設の当該年度の成果物引渡前に本契約が解除された場合においては、既に完了した部分及び出来高部分を確認のうえ、当該確認を受けた部分の引き渡しを受けるものとし、当該引き渡しを受けたときは、それに相応する対価を支払わなければならない。なお、当該支払額は、設計図書に基づく施設の出来高に相当する金額とする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置

PFI 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

7.2 財政上及び金融上の支援

市は、PFI 事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努めるものとする。ただし、損失補償等については、この限りではない。

7.3 その他の支援

市は、PFI 事業者が事業を実施するにあたって必要な許認可等に関し、必要に応じて協力を行うものとする。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には市及び PFI 事業者で協議する。

8 その他事業の実施に関し必要な事項

8.1 債務負担行為等

市は、本事業契約範囲における財源確保に関して、平成 30 年 3 月の富田林市議会にて債務負担行為の設定に関する議決を得ている。

8.2 応募に関する費用負担

本事業の応募に要する一切の費用については、応募者の負担とする。

【別紙 1】 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- A) 応募者とは、応募企業又は共同企業体をいう。
- B) 応募企業とは、本事業に応募する単独の企業をいう。
- C) 共同企業体とは、本事業に応募する複数の企業から構成される企業群をいう。
- D) 代表企業とは、共同企業体を構成する企業の内、共同企業体を代表する企業をいう。
- E) 構成員とは、共同企業体を構成する企業の内、代表企業以外の企業をいう。
- F) 協力企業とは、応募企業又は共同企業体の構成員以外の企業で、応募者から直接業務を受託する予定の企業をいう。
- G) 落札者とは、PFI 法第 8 条第 1 項の規定により本事業を実施する者として、市が本事業を実施する者を選ぶために行う事業者選定手続きで選定された者をいう。
- H) 落札者代表企業とは、落札者を構成する企業の内、落札者を代表する企業をいう。
- I) 落札者構成員とは、落札者を構成する企業の内、落札者代表企業以外の企業をいう。
- J) 事業契約とは、市と落札者が締結する、PFI 法第 14 条第 1 項に基づく事業契約をいう。
- K) PFI 事業者とは、市と締結した事業契約に基づき、本事業を実施する者をいう。

【別紙2】市と事業者（SPC）のリスク分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	PFI事業者
共通	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動、戦争、テロその他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、市及びPFI事業者のいずれの責めにも帰すことのできないもの	天災については、PFI事業者が管理できないリスクであることから、市の負担とする。 ※事業期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、累計で設計・施工業務費の1%相当額に至るまではPFI事業者がこれを負担し、1%を超える額については市が負担する。	○	△
		PFI事業者が付保した保険で対応可能な範囲	保険により対応が可能な範囲は、PFI事業者が負担する。		○
		PFI事業者の責により被害が拡大した場合	災害による被害の原因がPFI事業者の不備である場合は、要因の発生元がPFI事業者であるため、その相当額をPFI事業者が負担する。		○
	法令変更	本事業に直接関係する法令等の変更	直接関係する法令変更についてはPFI事業者が管理できないリスクであることから、原則として市が負担する。	○	
		本事業のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更	法令変更の影響が広範に及ぶものについては、法令変更の対象者が広く一般的であり、PFI事業者もその効果を受忍すべきであることから、PFI事業者が負担する		○
資本的収支		法令等変更により、改築費の増額や本事業開始以降の新たな設備の導入等が生じ、PFI事業者の費用に影響があるものについての変更等 ※国庫補助率の変更等を想定	○		

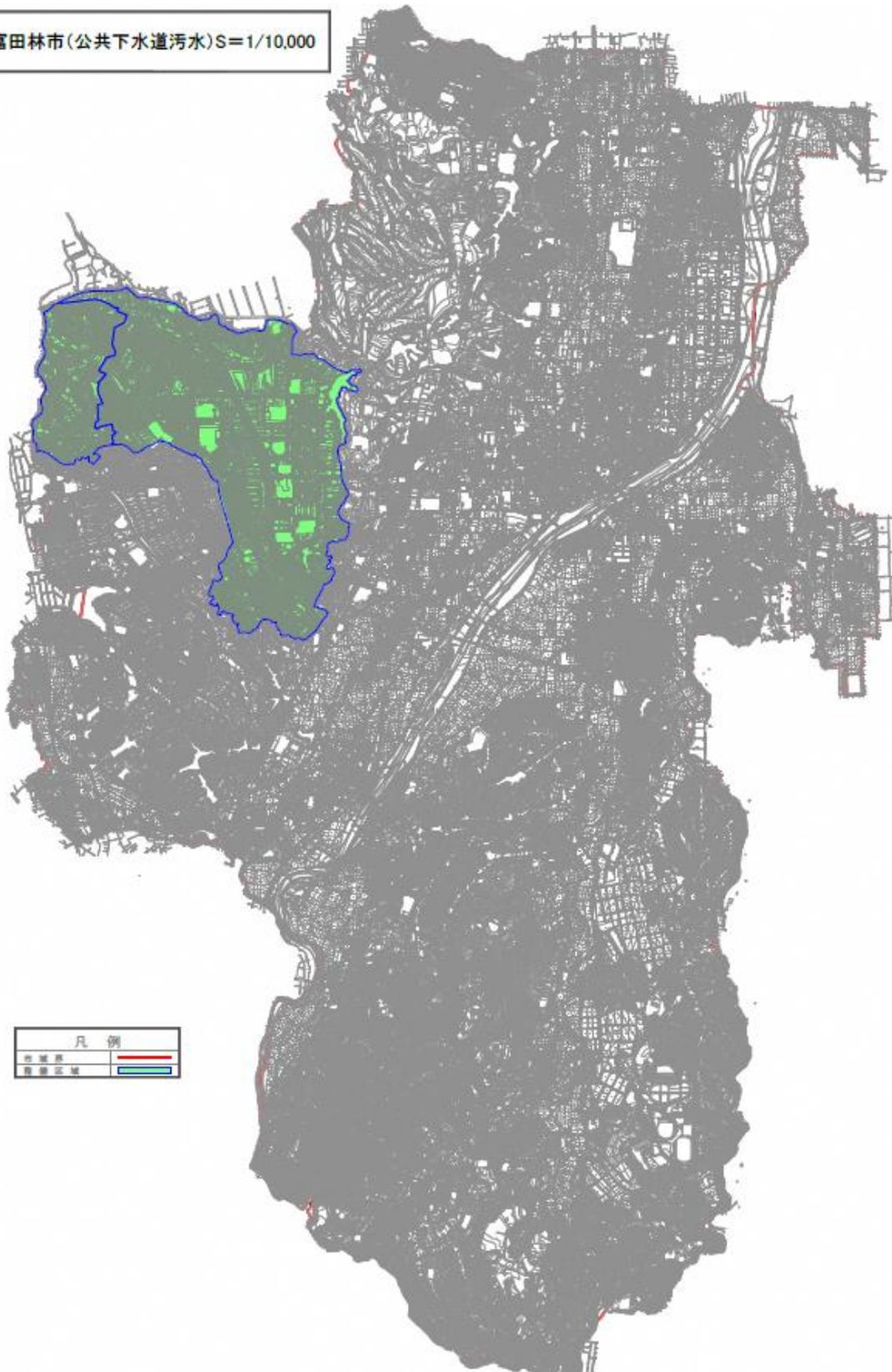
段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	PFI事業者
共通	税制変更	消費税	消費税及び地方消費税に係る税率の変更により影響の受ける、サービス購入料及び改築費	○	
		本事業に直接関係する税制等の変更	直接関係する税制変更についてはPFI事業者が管理できないリスクであることから、原則として市が負担する。	○	
		本事業のみではなく、広く一般的に適用される税制等の変更	税制変更の影響が広範に及ぶものについては、税制変更の対象者が広く一般的であり、PFI事業者もその効果を受忍すべきであることから、PFI事業者が負担する		○
	許認可	事業実施のために必要な許認可の取得	許認可の内容及び事由により、市若しくはPFI事業者がリスクを負うこととなる。 ※業務要求水準書で定める認可等の取得の遅延等により発生したリスクは、PFI事業者が負担する。	○	○
	物価変動	物価変動による改築費の増加	急激な物価変動により改築費等の改定の必要性が生じた場合は市が負担し、そうでない場合はPFI事業者が負担する。具体的には、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル」に従うものとする。	△	○
	住民対応	本事業の実施自体に対する住民の要望や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等	本事業の実施については下水道管理者である市が対応すべきものであるため、当該リスクは市が負担する。	○	
		PFI事業者が行う業務に対する住民の要望や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等	業務遂行の当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者が負担する。 ※PFI事業者では解決が困難な要望等の対応に関し、PFI事業者からの要請があった場合は、市は住民説明等に協力する。	△	○

段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	PFI事業者
共通	第三者賠償	市の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	要因の発生元が市であるため、市が負担する。	○	
		PFI事業者の業務遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	資金調達	資金調達の失敗により、費用増となる場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	交付金受領	市の過失により、必要な交付金が受領できない場合	関係機関への申請忘れ等、市の業務範囲においての不備が原因である場合は市が負担する。	○	
		PFI事業者の過失により、必要な交付金が受領できない場合	PFI事業者が提供した資料に不備があった等、PFI事業者の業務範囲においての不備が原因である場合はPFI事業者が負担する。		○
	計画・要求水準変更	事業内容、用途の変更等市側の事由により計画・要求水準が変わる場合	市側の事由が原因のため、市がリスクを負担する。	○	
		PFI事業者が立案した計画(時期・内容)等に起因して問題が生じた場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	事業の中止・遅延(不可抗力除く)	市の要因(市の債務不履行など)に基づく事業の中止・遅延	要因の発生元が市であるため、市が負担する。	○	
		PFI事業者の要因(PFI事業者の債務不履行など)に基づく事業の中止・遅延	業務遂行の当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者が負担する。		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	PFI事業者
整備	調査	市が実施した測量・調査結果に責がある場合	測量・調査の当事者は市であるため、市がリスクを負担する。	○	
		上記以外の測量・調査結果に責がある場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	設計	市の指示や変更により、遅延・設計費増となる場合	要因の発生元である市がリスクを負担する。	○	
		PFI事業者の提案内容、指示、判断の不備により遅延、費用増となる場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	施工	市の指示や変更により遅延、工事費増となる場合	要因の発生元である市がリスクを負担する。	○	
		PFI事業者側の要因により遅延、工事費増となる場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	施設の瑕疵	本事業にて改築した施設の瑕疵担保責任	本事業にて改築する施設の設計責任者、施工責任者はPFI事業者となる。そのため、当事者であるPFI事業者がリスクを負担する。 ※PFI事業者が管渠、ます及び取付け管を設置し市がその施工検査を実施した後から、PFI事業者が市へ引渡すまでの期間については、施工不良等PFI事業者の責による場合を除き、不具合等による復旧・補修費用は市が負担する。		○

【別紙3】
事業区域図

富田林市(公共下水道汚水)S=1/10,000



【別紙4】 サービス購入料

1 サービス購入料の構成

本事業において市が PFI 事業者に支払うサービス購入料の構成は、次のとおりである。

(1) 建設業務に係る契約金額

分類	各対価の内容	対象となる業務及び経費
サービス購入料 A-1	当該年度に調査、建設等の対象業務がなされた出来高に応じた額の内、交付金相当分(交付金対象となる出来高の 50%)を支払う。	調査、建設、誤接続調査及び経費 (ア)汚水管更生工事業務 (イ)ます及び取付け管調査・改修工事業務 (ウ)マンホール調査並びに蓋取替工事業務 (エ)排水設備誤接続調査業務 (オ)特別目的会社経費 (カ)保険料 (キ)消費税及び地方消費税 等
サービス購入料 A-2	当該年度に調査、建設等の対象業務がなされた出来高に応じた額の内、市費負担分(交付金対象となる出来高の 50%及び市単独事業の出来高)を当該年度の市支払い限度額まで支払う。支払限度額を超過する分については翌年度以降に繰り越す。	

2 サービス購入料の支払方法等

市は、以下の支払方法によりサービス購入料を PFI 事業者を支払う。

(1) サービス購入料 A-1 の支払い

【支払方法】 義務事業で実施した調査、工事等の業務（以下「対象業務」という。）について PFI 事業者が当該年度に実施した出来高に応じた額の内、交付金相当分（交付金対象となる出来高の 50%）を市は PFI 事業者へ当該年度に支払う。

(2) サービス購入料 A-2 の支払い

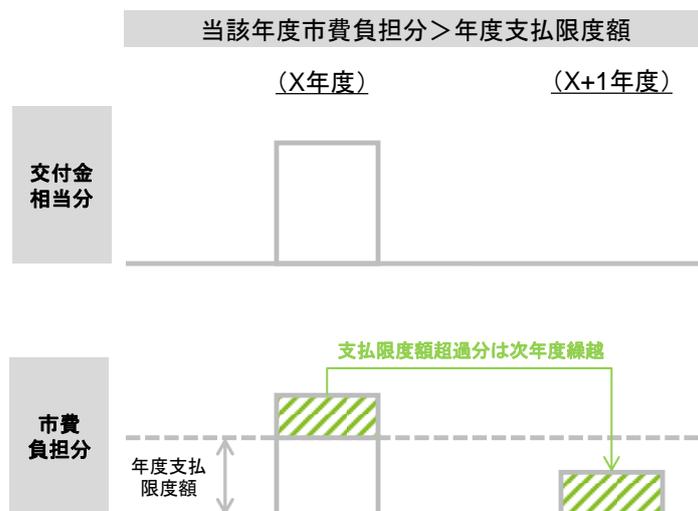
【支払方法】対象業務について PFI 事業者が当該年度に実施した出来高に応じた額の内、交付金対象となる出来高の 50%及び市単独事業の出来高（以下「市費負担分」という）を当該年度の市支払い限度額まで支払う。支払限度額を超過する分については次年度以降に繰り越す。なお、事業最終年度において

は、当該年度支払限度額に関わらず、前年度からの繰越がある場合は当該繰越額及び当該年度の市費負担分の全額を支払うものとする。支払方法の詳細については、後段に示す。

ア. 前年度繰越額がない場合

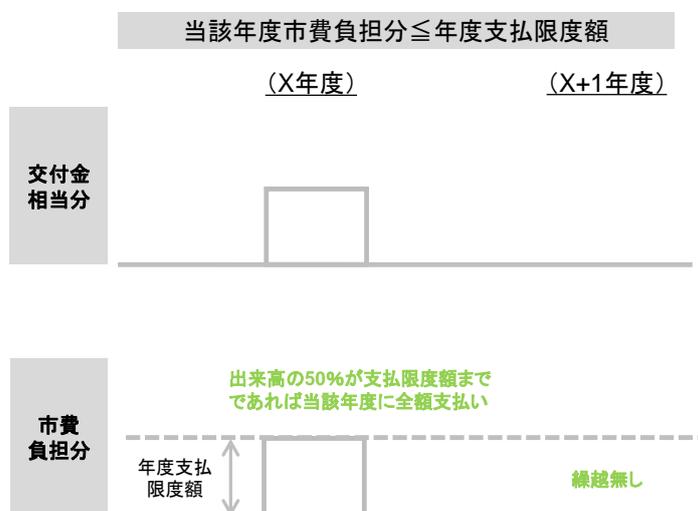
A) 当該年度市費負担分が年度支払限度額を超過する場合

当該年度におけるサービス購入料 A-2 の支払いは、年度支払限度額となる。年度支払い限度額を超過した分は次年度へ繰越され、支払いは次年度以降となる。



B) 当該年度市費負担分が年度支払限度額以下の場合

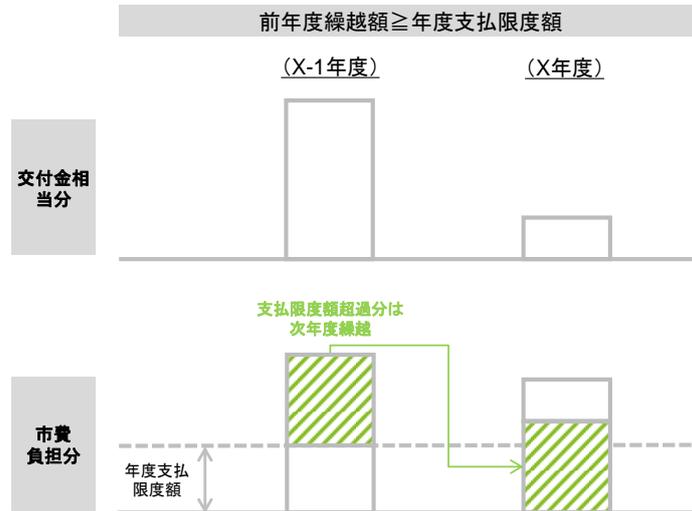
当該年度におけるサービス購入料 A-2 の支払いは、当該年度市費負担分となる。



イ. 前年度繰越額がある場合

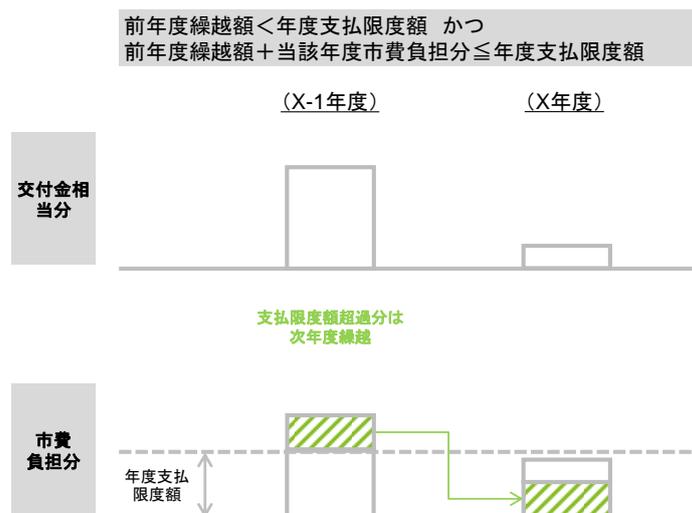
A) 前年度繰越額が年度支払限度額を超過する場合

当該年度におけるサービス購入料 A-2 の支払いは、年度支払限度額となり、前年度繰越額を優先して支払う。年度支払限度額を超過した分、即ち $\{(前年度繰越額 - 年度支払限度額) + 当該年度市費負担分\}$ は次年度へ繰越され、支払いは次年度以降となる。



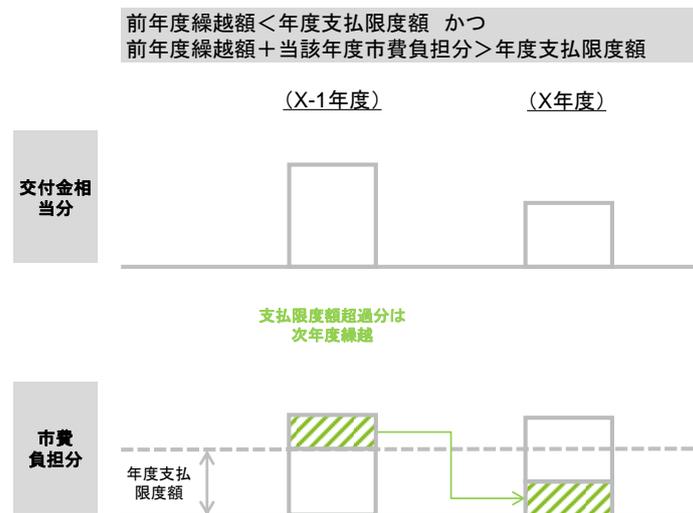
B) 前年度繰越額が年度支払限度額未満であり、かつ前年度繰越額と当該年度市費負担分を合計したものが年度支払限度額以下である場合

当該年度におけるサービス購入料 A-2 の支払いは、前年度繰越額と当該年度市費負担分を合計したものとなる。



C) 前年度繰越額が年度支払限度額未満であり、かつ前年度繰越額と当該年度市費負担分を合計したものが年度支払限度額を超過する場合

当該年度のサービス購入料 A-2 の支払いは、年度支払限度額となり、前年度繰越額を優先して支払う。年度支払限度額を超過した分、即ち { 当該年度市費負担分 - (年度支払限度額 - 前年度繰越額) } は次年度へ繰越され、支払いは次年度以降となる。



(3) サービス購入料の支払い手続き

ア. 市は、市による当該出来高に係る検査の結果を PFI 事業者へ通知する。

イ. PFI 事業者は、検査に合格したときは、当該事業年度の 3 月末日までに、サービス購入料 A-1 については、出来高に対するサービス購入料 A-1 の全額の請求書を市に対して送付すること。同様にサービス購入料 A-2 については、前年度繰越分がある場合はその繰越額及び出来高に対するサービス購入料 A-2 を記載した金額（但し、年度支払限度額を超過した分は次年度以降繰越とすること）の請求書を市に対して送付すること。

ウ. 市は、検査合格時には、適正な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

5 サービス購入料の改定

(1) 物価変動に伴うサービス購入料の改定

サービス購入料について、以下のように改定を行う。

ア. 市及び PFI 事業者は、本契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス購入料が不適當となったと認めたときは、相手方に対してサービス購入料の変更を請求することができ、市又は PFI 事業者は、相手方から請求があったときは、サービス購入料の変更に応じなければならない。

イ. サービス購入料の改定方法は、変動前施設整備費等(③アの基準日における出来高の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後施設整備費等(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前施設整備費等に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前施設整備費等の 1,000 分の 15 を超える額(以下、「スライド額」という。)について、サービス購入料に加減し、これに基づきサービス購入料の改定額を定めるものとする。

ウ. サービス購入料の改定手続きは、次に示すとおりとする。

A) ア ①の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。

B) イ スライド額については、入札日と基準日との間の物価指数等に基づき、スライド額及びサービス購入料の改定額について、市と PFI 事業者で協議して定める。ただし、協議の開始日から 14 日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、スライド額及びサービス購入料の改定額を定め、PFI 事業者に通知する。

エ. 上述の①の規定による請求は、本条項の規定によりサービス購入料の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上述の①において「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本規定に基づくサービス購入料変更の基準日」と読み替えるものとする。

オ. 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、サービス購入料が不適當となったと認められるときは、市又は PFI 事業者は、前各項の規定によるほか、サービス購入料の変更を請求することができる。

カ. 予期することのできない特別な事情により、設計及び建設業務期間内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス購入料が著しく不適當となったときは、市又は PFI 事業者は、前各項の規定にかかわらず、サービス購入料の変更を請求することができる。

キ. ⑦上述の⑤又は⑥の規定による請求があった場合における改定方法、改定手続きは、上述の②及び③に準ずるものとするが、変動前施設整備費

等の算定方法については、市が PFI 事業者の意見を聴いて定め、PFI 事業者
者に通知するものとする。

(2) 消費税及び地方消費税の改正による改定

消費税及び地方消費税の改正については、法令の定めるところにより処理す
る。